

留萌市建設工事等競争入札参加資格審査申請の手引き(定期・中間年申請用)

留萌市が発注する工事の請負契約、測量業務の委託契約及び工事に係る業務の委託契約の入札参加を希望する方は、下記の要領に従い申請書を提出してください。

1 基本的資格要件（令和7年12月1日現在）

次の各号のいずれかに該当する場合は、申請を行うことができません。

- (1) 地方自治法施行令（以下、「政令」という。）第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者。
- (3) 納付すべき税等（市税外使用料等を含む。）を滞納している者。
- (4) 健康保険法に基づく健康保険、厚生年金保険法に基づく厚生年金保険及び雇用保険法に基づく雇用保険（これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。）に加入していない者。
- (5) 申請者又はその代理人、役員、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者、密接な関係を有する者。

2 工事の請負契約の資格要件

次の各号に掲げる要件を満たす必要があります。

- (1) 令和7年12月1日現在において、建設業法第3条第1項の許可を受けており、かつ、当該許可を受けてから継続して2年以上当該建設業を営んでいること。
- (2) 資格審査の申請をする日（その日が令和8年4月1日前である場合は、令和8年4月1日）の1年7ヶ月前の日の直後の営業年度の終了の日（以下「決算基準日」という。）以降に(1)に規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）及び同法第27条の29第1項に規定する総合評定値の結果通知を受けていること。
- (3) 決算基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、(1)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。
- (4) 健康保険法に基づく健康保険、厚生年金保険法に基づく厚生年金保険及び雇用保険法に基づく雇用保険（これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。）に加入していること。

3 工事請負契約の等級区分

工事の請負契約のうち、土木（とび、土工、コンクリートを含む。）工事、建築工事、電気工事、管工事及び水道施設工事に係る留萌市に住所又は本店を有する競争入札参加資格者は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案した上で、市長が別に定める工事予定価格に対応する等級に格付します。

- (1) 客観的審査事項 平成20年国土交通省告示第85号に定める項目
- (2) 主観的審査事項 工事施工成績

4 測量及び工事に係る業務の委託契約の資格要件

次の各号に掲げる要件を満たす必要があります。

- (1) 令和7年12月1日（随時申請の場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において、

継続して1年以上その事業を営んでおり、かつ、直前1年間にその事業に係る売上高を有していること。

- (2) 測量における競争入札参加資格者は、測量法第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。
- (3) 建築物の設計における競争入札参加資格者は、建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
- (4) 計量証明を業とする者については、計量法第107条の規定による軽量証明事業者の登録を受けている者であること。

5 資格の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間です。

6 提出方法及び提出期間

随時申請 インターネットによる電子申請

- (1) 申請方法 北海道市町村入札参加資格共同審査システムより電子申請
- (2) 申請期間 北海道市町村入札参加資格共同審査システムにて随時
- (3) 電子申請入口

＜北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト＞

URL : <https://www.hoctec.info/kyoshin/>

(4) 注意事項

- ・ 初めてシステムを利用する場合は、利用登録が必要です。利用登録時には電子メールアドレスと、本人確認のため、3ヶ月以内に発行された「履歴事項全部証明書」（個人事業主の場合は「身分証明書」）が必要となります。
- ・ 提出する添付書類のデータ形式は「PDF形式」に限定します。Excel や Word など他の形式では添付できませんのでご注意ください。

7 提出書類

- (1) 北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き[定期申請・随時申請]を参照してください。

※ 建設工事：表－6 自治体別共通書類一覧（建設工事）留萌地域、宗谷地域（27ページ）

表－9 個別書類一覧（7／9）（55ページ）

測 量：表－8 自治体別共通書類一覧（測量・建設コンサルタント等業務）留萌地域、宗谷地域（53ページ）

表－10 個別書類一覧（5／8）（84ページ）

- (2) 添付書類はPDF形式で登録してください。

8 提出書類の注意事項

- (1) 共通書類については「北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き」の「7. 共通書類提出に関する注意事項」に従って作成してください。
- (2) 建設業法第3条第1項における土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可を受けている方のうち、**解体工事**の入札に参加を希望する場合は、**個別様式③希望工種調書の「解体工事」の工種で該当する建設業許可区分を選択し、希望欄に「○」を記入してください。**
- (3) 建設業法第3条第1項における土木工事業、とび・土木工事業の許可を受けている方のうち、

道路維持工事の入札に参加を希望する場合は、個別様式③希望工種調書の「道路維持工事」の工種で該当する建設業許可区分を選択し、希望欄に「○」を記入してください。

(4) 建設業法第3条第1項における土木工事業、とび・土木工事業の許可を受けている方のうち、公園維持工事の入札に参加を希望する場合は、個別様式③希望工種調書の「公園維持工事」の工種で該当する建設業許可区分を選択し、希望欄に「○」を記入してください。

(5) 経営事項審査の結果通知（総合評定値通知書）

申請時において提出した経営事項審査の結果通知の審査基準日（決算日）から1年7ヶ月を経過した場合、一定額以上の公共工事を請負うことができなくなりますので、申請後に空白期間が生じないように決算期後に経営事項審査の申請を行い、結果通知の写しを提出してください。

(6) 履歴事項全部証明、現在事項証明書及び営業証明書（コピー可）

交付されてから3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

(7) 委任状

- ・ 入札及び契約等の権限を支店・営業所等が受任した場合、本店からの委任状を提出してください。
- ・ 委任期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

(8) 納税証明書（コピー可）

- ・ 留萌市税を課税されている法人又は個人事業主は、市税の納税証明（証明区分：滞納なし（営業用）、全課税税目）を提出してください。
- ・ 本店所在地の市町村税（特別区にあっては都税）の納税証明（全課税税目）を提出してください。
- ・ 消費税及び地方消費税を課税されている事業者は、税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明その3、納税証明その3の2又は納税証明その3の3）を提出してください。
- ・ いずれの証明も申請書提出時の3ヶ月以内に証明を受けたものを提出してください。
- ・ 徴収猶予を受けている場合は、「徴収猶予許可通知（写）」等の猶予されていることが確認できる書類を提出してください。

(9) 同意書（個別書類）

- ・ 留萌市に納入すべき納入金（市税外使用料等）がある場合、提出してください。

9 審査

(1) 申請内容の審査は、一般財団法人北海道建設技術センターが形式審査を行い、申請内容や添付書類の不備を確認します。形式審査後、当市での審査を行い、入札参加資格者名簿に登載となります。

(2) 不備があった場合

申請内容や添付書類の不備があった場合、申請は「不受理」となり、不受理の理由とともに申請者に電子メールで不受理通知が届きます。不受理の理由を確認のうえ、不備の修正を行い再申請してください。

(3) 審査結果については、次の方法により登録者名簿及び等級区分を公表しますので、ご確認ください。（結果通知は廃止しています。）

- ・ 留萌市役所都市環境部閲覧室にて令和8年3月下旬より公表予定。
- ・ 留萌市ホームページにて令和8年3月下旬より公表予定。

10 資格の消失

(1) 資格要件に定める要件を欠くこととなったとき。

- (2) 資格申請を行っている業種に関し必要な許可、免許、登録等を有しないこととなったとき。
- (3) 資格申請（変更に関する届出を含む。）において虚偽の記載をしたことが判明したとき。

1 1 変更届

申請内容（社名、代表者、所在地等）に変更、又は登録後、営業を相続、合併又は譲渡により変更が生じた場合は、市町村共通の様式中の変更届と必要な添付書類を提出してください。

1 2 その他

留萌市内に事業所（本店）を有する方は、申請書類一覧（中間審査用）を参照して、該当する書類を提出してください。

期間内に書類の提出がないときは、令和8年3月31日で資格が停止しますのでご注意ください。

※ 不明な点は、契約課契約係（Tel0164-42-1803 内線 285・286）までお問い合わせください。